

令和4年（行ウ）第36号 未払賃金等請求事件

原告 飯島 章太

被告 千葉県

原告第2準備書面

千葉地方裁判所民事第1部合議A係 御中

令和5年7月12日

原告代理人弁護士 足 立 啓 輔
他

第1 原告の日勤における勤務実態

- 1 8時30分から17時15分までを勤務時間とする日勤（A勤務）の場合、12時から13時までの1時間が休憩時間と定められていた（被告第二準備書面の別紙表も同旨の記載がある。）。しかし、原告ら職員は、この時間も子どもたちの指導や見守りの業務が立て込んでおり、到底休憩のとれる状況ではなかった。

以下、既に提出している書証を抜粋し、説明を付す。

(1) 一時保護所より配布された資料の記載

9:00~11:40	学習（朝の読書・国語・算数・総合など） * 担当の先生と学習の場所へ移動します。	
12:00~12:30	昼食 * 食事当番は、11:45から準備を始めます。 * 11:45から食堂に入ります。 * 食後、食事当番は下膳とテーブル拭きをします。	
12:30~12:55	歯磨き・自由時間 * 12:55から片付けをします。	
13:00~13:15	そうじ	
13:15~13:25	昼の会（午後の予定・活動の確認）	
13:25~14:40	午後日課 * 月・釜・柞葉 火・米・味噌 菜・しろ * 2時半風呂の子は14:30からお風呂です。	

甲6・一時保護課の日課 より抜粋

一時保護所より配布された資料によると、12時から12時30分は子どもたちが昼食をとる時間、12時30分から12時55分は歯磨きをして、自由に遊ぶ時間であった。これらの時間は、当然職員らによる子どもたちの見守りが必要であり、職員らが休憩を取る時間的余裕はない。

被告の第一準備書面21頁によると、職員らは子どもたちの食事とは別の時間に休憩を取ることになっていたとあるが、その前後の時間も9時から11時40分まで学習、13時から13時15分まで掃除、13時15分から13時25分まで午後日課と予定が詰まっており、職員らが休憩を取れるタイミングはない。

13:30～ 14:30	入浴	体温計測(入浴前) 男女に分けて入浴する。 身体の状態を把握しながら、介助する。
<p>注意点:入浴について</p> <p>夏場は虫刺され、あせも等の発症がないかチェックしながら介助する。体を拭いた後、必ずクリームやプロベトを全身に塗り保湿する事。</p> <p>職員は14時半までに終わらせること、児童が自分で洗えるようにすること、どちらも意識する。</p> <p>洗えるところが増えるように少しずつトレーニングする。</p>		
	トイレ、おむつ替え	爪が伸びている児は入浴後に切る (入浴後は爪が切りやすくなっている為)

11:30	トイレ、おむつ替え 昼食 歯磨き 掃除 自由遊び 午睡	(朝食と同じ) ・歯磨きルール確認 ・床の食べこぼし、テーブル拭きなど子供を見れる範囲で掃除を行う。 ・午睡が必要な児がいる場合は学習室で寝かせる。
-------	--------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------

ルール(4)午睡について

- ・1, 2歳児は必須。昼食後 00分~90分が目安。
- (ラウンジの児童が心配な場合は13時に交代職員が来てから実施もOK)
- ・3歳児については個人の体力によるのでその都度カンファ、引き継ぎすること

*夕方寝てしまう児童には午睡を実施。

*夜の睡眠との兼ね合いがあるので意識すること。夜に寝られなくなってしまう場合は無し、または時間を短くするなどの対応を取ること。

甲7・幼児の日課について より抜粋

原告は小学生より上の子どもたちを担当することが多かったが、幼児を担当することもあった。その際も、上記資料のとおり、11時30分から13時30分までの間にトイレ・おむつ替え、昼食、歯磨き、掃除、自由遊び、午睡とやるべきことが多く定められており、職員らが休憩できる状況ではなかった。

9:00	朝の会	・ラウンジで静かに職員の話聞く		・人数確認、健康観察 ・午前中の予定を伝える
9:05	読書	・席に着いて静かに本を読む ・日直が号令を掛け、起立して挨拶	・図書館の本または能力にあった学習室の本を選んで読む(活字の物を遊ぶ)	・学習指導は、指導員・保育士等が担当 ・幼児は、保育士・児童心理司等が担当
9:25	朝の会			・主にリーダーが安茶の用意をし、個別や全体の叱咤をする
9:35~ 10:15 10:20~ 11:00 11:05~ 11:45	学習(学童)	・決められた時間割、課題に取り組む	・学習の習慣付け(正しい姿勢で静かに取り組み)を図る ・学習能力の把握をする ・基礎学力の向上を図る	・公園等に行く時は、携帯電話を持参する ・帰園後はポケットチェック、手洗い、うがいさせる ・中卒児、個別児は主にリーダー職員が担当する ・リーダー職員は安茶、入退席の対応、本館職員との連絡、洗濯等の雑用を行う
11:45	片付け ラウンジへ	・学習用品を片付ける ・ラウンジへ来たら手を洗う	・学用品等を片付ける	・片付けの声かけをする ・学用品の数を確認する ・学習室の鍵をかける
11:45	昼食準備	・朝食準備と同じ	・朝食準備と同じ	・朝食準備と同じ
11:50	全員食堂へ	・朝食時と同じ		
12:00	昼食	・朝食と同じ	・朝食と同じ	・朝食と同じ
12:30	歯磨き 昼休み 幼児午睡	・ラウンジ等で自由に過ごす 一日交代でラウンジ、食堂に男女分かれて過ごす。 月、金は1:30まで昼休み	・食後すぐは静かに過ごす ・個室使用(職員が許可した場合) ・月、金は休憩が長いので予防室の物も ・他の曜日とは事務室の物を出さない。	・健康観察の取組、必要あれば検温 ・幼児午睡介助(必要な児童のみ) ・カンファレンス(月金 13:00~13:30)
12:45	夜勤者引継	・ラウンジで過ごす		・日勤リーダーが夜勤者へ午前の様子を引


	ぎ			き行く
13:00	掃除	・分担場所を掃除する ・掃除が終わったら職員に報告する ・主担当の準備をする	・用具の使い方を覚える ・分担場所は責任を持って行う ・終わったら、用具を片づける	・その他職員は児童の対応 ・火曜日は掃除替えを伝える（日曜リーダーが配置を決める） ・掃除の指導・確認を行う
13:15 (月、金 13:30)	昼の会	・ラウンジで静かに職員の話聞く		・14:30 入浴の児童を確認する ・午後の子定を伝える
13:30	集団活動	・月・金曜日は作業 ・火・水曜日は保育 ・水曜日はレクリエーション		・夜勤者は、日勤リーダーの指示を仰ぐ
14:00	幼児入浴 (午前に入る場合ある)	・着脱衣、洗体等できることをする	・安心して入れるようにする、気持ちよさ、清潔感を知る ・着脱を促す	・入浴の介助を行う ・トイレの片づけをする
14:30	小学生低学年入浴	・着替え、バスタオルを用意 ・介助が必要な児が先に一緒に入浴する ・入浴後、洗剤物をかごに入れ、自分の居室に持って行く	・介助が必要な児は数人一組に入浴する ・入浴の方法、マナーを覚える ・入浴の順番は毎日変える ・一人20分以内（ストップウォッチ使用） ・入浴後の片づけをきちんと行う	・入浴の指導・確認を行う ・洗剤の指導・確認を行う
14:45	片付け	・入浴児以外は片づけをし、ラウンジへ ・手を洗う		・片付けの片づけをする
14:50	全員食堂へ 当番は配膳	・朝食と同じ	・朝食と同じ	・朝食と同じ
15:00	おやつ	・手を洗う	・和やかな雰囲気楽しく食べる ・おやつは洗面に焼らす	・和やかな雰囲気作りを心がける ・夜勤・夜勤者は 16:00 まで休憩

甲 8 ・ 日課毎のマニュアル より抜粋

子どもたちの動きとそれに伴う職員の動きが記載されたマニュアルによると、職員らに対して休憩を取ることを促す記載はなく、右の「職員の動き」の欄にはやる事が羅列されている。このマニュアルからも、職員らに休憩の余裕がないことは明らかである。

(2) 面談での次長や課長の発言

令和2年2月6日に原告が次長及び課長と面談した際、原告から、休職の前後で休憩時間が十分に取れたり取れなかったりする状況は引き続き同じである指摘をした。これに対し、次長は、「必ずしも45分、1時間に十分な時間にならないのかもしれないんですが、そこは状況に応じて」「言葉がいいかどうかですけど、責任感としてそこは」(16:49～)と職員が休憩時間を取れていないことを認めた上で、責任感を理由に休憩時間を取れていないことも仕方がないという趣旨の発言をしている。


 も、「結局日勤者は休憩を取る時間がない。」「ご飯を食べながらの

休憩っていう、そこが一番綿密で引き継ぎもするし子どもの対応もしなきゃいけないし、休憩に全然なっていない。それはもう何十年も前から。」(24:03～)と休憩を取れていないことが恒常化していることを自認している。

したがって、職員らは子どもたちの食事とは別の時間に休憩を取ることになっていたという被告の主張は、現場の責任者であり、実態及び把握している次長・課長の認識とは大きく異なる。

第2 安全配慮義務違反の補足的主張

- 1 労働安全衛生規則616条1項は、「事業者は、夜間に労働者に睡眠を与える必要のあるとき、又は労働者が就業の途中に仮眠することのできる機会があるときは、適当な睡眠又は仮眠の場所を、男性用と女性用に区別して設けなければならない」と定め、その場所については、「寝具、かやその他必要な用品を備え、かつ、疾病感染を予防する措置を講じなければならない。」(同規則2項)と定めている。
- 2 被告は、夜間に労働者に睡眠を与える必要のあるにもかかわらず、仮眠室等を作り、原告に適切な睡眠又は仮眠の場所を設けなかった。これは、労働安全衛生規則616条1項に違反し、安全配慮義務違反を認める事情の一つとなる。

第3 賃金単価について

本件時間外労働の計算にあたっての基礎賃金につき、被告が述べる金額に原告も争いはない。

なお、今後の本件残業代計算に関する主張方法(具体的には、使用コンピューターソフトと入力方法)については協議をさせていただきたい。

以上